

第3期野洲市地域福祉計画 第1回策定委員会

日 時：令和2年1月27日（月）9：30～11：30
場 所：人権センター 2階 交流研修室

1. はじめに

2. 策定委員について

(1) 第3期野洲市地域福祉計画 策定委員会の目的等について 資料1～2

(2) 委嘱状の交付及び委員、事務局紹介

3. 委員長及び副委員長の選出

委員長：

副委員長：

4. 議事

(1) 第3期野洲市地域福祉計画 策定の進め方について

①社会福祉法における地域福祉計画について 資料3

②第3期野洲市地域福祉計画 策定の進め方 資料4～7

5. 今後のスケジュール等その他

※配布資料

資料1 策定委員名簿

資料2 関係条例等（野洲市附属機関設置条例（抜粋）、野洲市地域福祉計画策定委員会規則）

資料3 社会福祉法の改正及び地域福祉計画の説明資料（原田先生の資料）

資料4 第3期野洲市地域福祉計画の進め方

資料5 地域福祉計画の変遷

資料6 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（H29.12.12 ガイドライン）

資料7 第2期野洲市地域福祉計画 平成30年度 評価・検証報告書



第3期野洲市地域福祉計画策定委員名簿（令和2年1月27日時点）

	区分	所属	氏名
1	(1)学識経験者	京都ノートルダム女子大学(准教授)	サカイ クミコ 酒井 久美子
2	(2)関係団体 (住民)	野洲市自治連合会	タケナミ カンジ 武浪 勘治
3	(2)関係団体 (福祉団体)	野洲市社会福祉協議会	タチイリ ユキモト 立入 幸基
4	(2)関係団体 (地域)	野洲市民生委員児童委員協議会	ツジ ミキオ 辻 幹雄
5	(2)関係団体 (刑余者)	守山保護区野洲保護司会	タナカ オサム 田中 修
6	(2)関係団体 (子ども)	児童関係 (子ども子育て支援事業計画他より)	ヤマグチ ケイコ 山口 桂子
7	(2)関係団体 (高齢)	高齢者関係 (高齢者保健福祉計画他より)	タナカ ヨウコ 田中 陽子
8	(2)関係団体 (障がい)	障がい関係 (障がい福祉計画他より)	アサダ クニヤス 浅田 邦保
9	(2)関係団体 (健康)	野洲市健康推進連絡協議会	マサモト ユキミツ 政本 幸三
10	(2)関係団体 (地域活動団体)	野洲市社会教育委員	ミズシマ サチコ 水島 左知子
11	(2)関係団体 (教育)	教育委員	アラカワ マチコ 荒川 真知子
12	(4)一般公募	公募委員	イシハラ シゲキ 石原 繁樹
13	(4)一般公募	公募委員	ミナミ アキコ 南 章子
14	(3)行政関係職員	野洲市市民部長	タナカ テハル 田中 千晴
15	(3)行政関係職員	野洲市健康福祉部長	タカハシ ケンジ 高橋 謙二

(事務局：野洲市健康福祉部社会福祉課、市民部市民生活相談課)

<委員の構成> ※野洲市附属機関設置条例により15人以内

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する団体を代表する者
- (3) 関係する行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

<委員の任期>

令和2年1月1日 ～ 令和3年3月31日

○野洲市附属機関設置条例（抜粋）

平成30年 3月28日

条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市は、法令若しくはこれに基づく政令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるもののほか、市の執行機関（以下「執行機関」という。）に別表第1に掲げる附属機関を置く。

（所掌事務）

第3条 前条の附属機関が所掌する事務は、それぞれ別表第1の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

（委員）

第4条 第2条の附属機関は、それぞれ別表第1の委員の定数の欄に掲げる人数の委員をもって組織する。

2 前項の委員は、それぞれ別表第1の委員の構成の欄に掲げる者のうちから同表の附属機関の属する執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 前項の規定により、委嘱され、又は任命された委員の任期は、それぞれ別表第1の委員の任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。

4 第2項の規定により、委嘱され、又は任命された委員が欠けた場合における当該附属機関の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（略）

別表第1（第2条、第3条、第4条関係）

附属機関の属する執行機関	執行機関に置く附属機関の名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	野洲市地域福祉計画策定委員会	市の地域福祉計画を策定するために必要な事項等の調査審議等に関する事務	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係する団体を代表する者 (3) 関係する行政機関の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者	委嘱され、又は任命された日から策定した計画等を市長に報告するまでの期間

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市附属機関設置条例（平成30年野洲市条例第1号）第8条の規定に基づき、野洲市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、会議の議事に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。